

定例監査の結果

1 監査の期間

令和6年5月7日から令和6年5月31日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

交流共創部 観光文化振興課及びスポーツ振興課

(2) 対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。

4 西尾市保有個人情報の安全管理のための措置に関する取扱要綱第43条に基づく報告

保有個人情報の管理について、不適切な事例が認められた。

5 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 観光文化振興課

ア 契約事務

- (ア) 予定価格書を封入していないものがあった。【契約規則第13条】
- (イ) 完了届の受領、検査調書の作成及び検査結果通知書が未実施なものが散見された。【契約規則第44条、48条、49条】
- (ウ) 検査職員の任命が未実施であった。【「物品・役務」の契約事務の手引き】
- (エ) 収入印紙の貼付金額に誤りがあった。【印紙税法】
- (オ) 検査結果通知について、公印の使用許可及び公印の押印もれがあった。【文書事務の概要】
- (カ) 完了届提出前に、完了検査を実施し、合格としているものがあった。【契約規則第47条】
- (キ) 見積書と契約書では、業務内容の仕様が異なっているものがあった。【「物品・役務」の契約事務の手引き】

- (ク) 契約書の内容を、ボールペンで印字の上から修正してあるものがあった。
【文書事務の概要】
- (ケ) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく契約で、西尾市契約規則に定められた公表の手続きを行っていないものがあった。【契約規則第24条の2】
- (コ) 随意契約の根拠条文の誤りがあった。
【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】

イ 文書取扱事務

- (ア) 3日以内に出張復命が行われていないものがあった。【服務規程第17条】
- (イ) 文書管理システムに登録されていないものがあった。【文書取扱規程第18条】
- (ウ) 出張命令書について、決裁区分に誤りがあった。【決裁規程別表第1】
- (エ) 交付決定について、決裁区分に誤りがあった。【決裁規程別表第1】

(2) スポーツ振興課

ア 契約事務

- (ア) 検査職員の任命が未実施の他、検査調書が作成されていないものが散見された。
【契約規則第45条、48条】
- (イ) 仕様書で定める作業計画書の他、業務責任者について届出を受けていないものが散見された。
【「物品・役務」の契約事務の手引き】
- (ウ) 契約書の遅延損害金の遅延利息に誤りがあった。【令和3年財務省告示第49号】
- (エ) 個人情報特記仕様書に係る届が提出されていないものがあった。
【個人情報の取扱いに関する特記仕様書】
- (オ) 収入印紙の貼付金額に誤りがあった。【印紙税法】

イ 文書取扱事務

- (ア) 文書管理システムを用いず、起案しているものがあった。
【文書取扱規程第18条】